

「経済財政運営と改革の基本方針2024」等について

第164回安全衛生分科会資料

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」について・・・ 2
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 「規制改革実施計画」について・・・・・・・・・ 10
- デジタル社会の実現に向けた重点計画について・・・・・・・・ 13



「経済財政運営と改革の基本方針2024」について

経済財政諮問会議について

【所掌事務】

- (1) 内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、国土形成計画法に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議
- (3) 上記(1)(2)について、内閣総理大臣等に意見を述べること
(内閣府設置法(平成11年法律第89号)より)

【議員名簿】

議長	岸田 文雄	内閣総理大臣
議員	林 芳正	内閣官房長官
同	新藤 義孝	内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 兼 経済再生担当大臣
同	松本 剛明	総務大臣
同	鈴木 俊一	財務大臣
同	齋藤 健	経済産業大臣
同	植田 和男	日本銀行総裁
同	十倉 雅和	住友化学株式会社 代表取締役会長
同	中空 麻奈	BNPパリバ証券株式会社 グローバルマーケット統括本部副会長
同	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
同	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授



令和6年6月21日付けで内閣総理大臣から当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方について経済財政諮問会議に諮問がなされ、それに対する答申として「経済財政運営と改革の基本方針2024」を決定し、政府として閣議決定。

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）①

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

（2）三位一体の労働市場改革

（多様な人材が安心して働き続けられる環境の整備）

多様な人材が能力を発揮しつつ、安心して働くことができるよう、高齢者の活躍に取り組む企業の事例集の展開、**高齢者の労働災害防止のための環境整備を推進するとともに、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策を強化する。**

テレワークを推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休3日制の普及、家事負担を軽減するサービスの適切な利活用に向けた環境整備等に取り組む。**フリーランスの安全衛生対策のための制度の検討を行い、2024年度中に結論を得る。**フリーランス・事業者間取引適正化等法⁹については、実態把握とともに、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の執行体制の整備を行う。

国家公務員については、デジタル環境の整備、業務の見直し、男女間給与差異の分析、働く時間や場所の柔軟化等の働き方改革を推進するとともに、魅力の発信による志望者拡大、多様な人材の活用、職員としての成長機会の付与、マネジメント能力向上など人材の確保・育成、本基本方針を踏まえたメリハリある機構・定員管理に取り組む。

⁹特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）。

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）②

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

（1）共生・共助・女性活躍社会づくり

（女性活躍）

女性の経済的自立に向け、L字カーブの解消に資するよう、女性版骨太の方針2024¹¹⁵に基づき、プライム市場上場企業の女性役員に係る数値目標の達成に向けた女性の採用・育成・登用の強化、女性起業家支援、女性の所得向上やデジタル分野への就労支援を始めとするリ・スキリングの推進、投資家の評価の活用等による仕事と育児・介護・健康課題等との両立支援、アンコンシャスバイアスの解消等を含む女性活躍推進に向けた意識啓発、公務部門における更なる女性活躍の推進を図るとともに、新たな中核的組織整備の検討と具体化等により地域における男女共同参画社会の形成を促進する。（略）男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進¹¹⁶、女性・平和・安全保障（W P S¹¹⁷）の推進、多様な被害者への相談支援の充実等¹¹⁸の性犯罪・性暴力対策やDV対策の推進、官民協働の支援体制構築など困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の着実な実施による支援の強化、悪質ホストクラブ対策の推進、性差を踏まえた職域・地域における相談支援体制の充実、フェムテックの推進、女性の健康ナショナルセンター（仮称）における診療機能の充実及び研究の推進など生涯にわたる女性の健康への支援等に取り組む。（略）

¹¹⁵女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）。

¹¹⁶女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された災害対応をすること及び防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進することを含む。

¹¹⁷Women, Peace and Security。

¹¹⁸性犯罪に対処するための「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）等の内容及び趣旨の周知徹底、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査の速やかな実施に向けた着実な検討を含む。

（関連する政府方針等）

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」（令和6年6月21日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）（抄）

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

（3）仕事と健康課題の両立の支援

①健康診断の充実等による女性の就業継続等の支援

働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、プライバシーに十分配慮した上で、事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）において、月経随伴症状や更年期障害等の早期発見に資する項目を問診等に加え、その実施を促進する。あわせて自治体検診における骨粗鬆症検診について検診受診率向上に向けた取組を進める。

また、更年期に係る症状を自己評価により把握し、受診などの適切な行動に結びつけられるようセルフチェックを活用するなどの取組を、企業や自治体に促す。あわせて事業所内に働く女性の相談に対応する担当者を配置するなど女性の健康を話題とする場づくりを推進する。

さらに、健康課題が把握された従業員に対し、事業主が行うことが望ましい対応について、ガイドラインや指針などを作成することを検討するとともに、女性の健康に関する取組の好事例等を事業主に周知する。（略）

一方、産業保健スタッフ、保健師、助産師、看護師、薬剤師、養護教諭等が、職場や地域、学校など様々な場で、更年期の健康課題を含め、女性のライフステージごとの健康課題とその解決法について知識の普及に取り組めるよう、人材育成を図る。

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）③

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（4）戦略的な社会資本整備

（公共投資の効率化・重点化）

（略）

持続可能な建設業の実現に向け、女性活躍に向けた環境整備、働き方改革や書類の電子化の推進、安全管理の徹底等により担い手の確保・育成を進める。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 について

新しい資本主義実現会議について

【趣旨】

新しい資本主義実現本部の下、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、それに向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、新しい資本主義会議を開催する。

（「新しい資本主義実現会議の開催について」（令和3年10月15日新しい資本主義実現本部決定）より）

【構成員名簿】

（議長）

岸田 文雄 内閣総理大臣

（副議長）

新藤 義孝 新しい資本主義担当大臣

林 芳正 内閣官房長官

（構成員）

財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

その他内閣総理大臣が指名する国務大臣

及び内閣総理大臣が指名する有識者

（有識者）

翁 百合

川邊 健太郎

小林 健

澤田 拓子

渋谷 健

諏訪 貴子

十倉 雅和

富山 和彦

新浪 剛史

平野 未来

松尾 豊

村上 由美子

米良 はるか

柳川 範之

芳野 友子

レベッカ・ヘンダーソン

株式会社日本総合研究所理事長

LINEヤフー株式会社代表取締役社長

日本商工会議所会頭

塩野義製薬株式会社取締役副会長

シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役

ダイヤ精機株式会社代表取締役社長

日本経済団体連合会会長

株式会社経営共創基盤グループ会長

経済同友会代表幹事

株式会社シナモン代表取締役COO-CEO

東京大学大学院工学系研究科教授

MPower Partners GP, Limited. ゼネラル・パートナー

READYFOR 株式会社代表取締役CEO

東京大学大学院経済学研究科教授

日本労働組合総連合会会長

ハーバード大学ユニバーシティプロフェッサー

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版 (令和6年6月21日閣議決定)

(安全衛生分科会関係部分抜粋)

(新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版)

V. 投資の推進

5. 健康・医療

(1) 成長の加速化

③テクノロジーを活用した予防・健康づくり等

iii) 女性の健康への支援

性差を踏まえた**職域・地域における相談支援体制の充実**、フェムテックの推進、女性の健康ナショナルセンター（仮称）における診療機能の充実及び研究の推進など生涯にわたる女性の健康への支援に取り組む。

「規制改革実施計画」について

規制改革推進会議について

【所掌事務】

- (1) 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。
- (2) (1) の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- (内閣府本府組織令（平成12年政令第245号（令和元年10月24日最終改正））より）

【委員名簿】

(議長) 富田 哲郎 東日本旅客鉄道株式会社 相談役

(議長代理) 富山 和彦 株式会社経営共創基盤 IGPI グループ会長
林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士（創立パートナー）
芦澤 美智子 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授
落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
川邊 健太郎 LINE ヤフー株式会社 代表取締役会長
佐藤 主光 一橋大学経済学研究科 教授
杉本 純子 日本大学法学部 教授
津川 友介 カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）准教授
中室 牧子 慶應義塾大学 総合政策学部教授
堀 天子 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
間下 直晃 株式会社ブイキューブ 代表取締役会長兼グループ CEO 公益社団法人経済同友会 副代表幹事
御手洗 瑞子 株式会社気仙沼ニッティング 代表取締役
山田 義仁 オムロン株式会社 取締役会長 取締役会議長

※令和5年10月16日以降、規制改革推進会議が取り組んできた規制改革項目について、審議結果を取りまとめた答申として令和6年5月31日に「規制改革推進に関する答申～利用者起点の社会変革～」を決定。これを踏まえ、令和6年6月21日に政府として「規制改革実施計画」を閣議決定。

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

II 実施事項

3. 良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動

（1）良質な就労の確保

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方	<p>a (略)</p> <p>b 厚生労働省は、例えば、取引相手たる配達業務従事者にヘルメット等の安全器具の着用を求めることや事故等の発生時に安全確保のために退避指示を行うこと、長時間就業する者に就業時間の短縮を推奨することなど、業務委託の発注者が安全管理又は健康確保のために取引相手（就業者）に対して行う「指示」「推奨」その他の連絡が、就業者の労働者性を肯定する要素である「指揮命令」や「拘束」と評価されるか否かが明確でない場合、当該連絡が「指揮命令」や「拘束」に該当するのではないかとの懸念から、発注者が、当該就業者自身及び顧客のための安全管理又は当該就業者自身の健康確保に資する連絡をちゅうちょするおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、法令等に基づき国が発注者に義務付けているものも含め、安全管理又は健康確保のための就業者に対する連絡について、例えば、就業者への拘束を強める目的ではなく、安全管理又は健康確保を目的として行う就業時間の上限管理に係るものについて、業務委託契約の内容として、長時間就業による健康への影響を防止する観点から、就業時間の上限の目安について就業者と発注者が合意した上で、就業者がその目安に沿って自ら就業時間管理を行うよう発注者が注意喚起を行うことは、判断基準における「指揮命令」や「拘束」として評価されるものではないと整理するなど、判断基準における「指揮命令」や「拘束」として労働者性を肯定する方向に働くものとそうでないものを整理し、発注者及び就業者に周知する。</p> <p>c (略)</p> <p>d 厚生労働省は、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日）において、作業時間が契約期間で平均週40時間程度、契約期間が1年以上など労働者に近い専属性がある個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用を発注者が負担することが望ましいとされている点について、フリーランス・ギグワーカーへの発注控えにつながるおそれがあるとの指摘が当事者自身から行われていることを踏まえ、当該ガイドラインの公表後、一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えの実態を調査し、当該理由による発注控えが生じていることを把握した場合には、当該ガイドラインの見直しも含めて必要な対応を検討し、実施する。</p>	<p>a,c : 令和6年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b : 令和6年度措置</p> <p>d : 令和6年度措置、それ以降継続的に措置</p>	厚生労働省

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」について

デジタル社会推進会議について

【所掌事務】

- (1) デジタル社会の形成のための施策の実施を推進すること。
- (2) デジタル社会の形成のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
(デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）より）

【議員】

(議長)

岸田 文雄 内閣総理大臣

(副議長)

林 芳正 内閣官房長官
河野 太郎 デジタル大臣

(議員)

- ・ 議長及び副議長以外の全ての国務大臣
- ・ 内閣官房副長官、デジタル副大臣若しくは関係府省の副大臣、デジタル大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）①

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

（1）デジタル共通基盤構築の強化・加速

① デジタル共通基盤構築

ア 個人におけるデジタル完結の基盤となるマイナンバー制度/マイナンバーカードに係る取組の強化・加速

B マイナンバーカードの普及と利活用の推進

h 資格情報のデジタル化

医師、歯科医師等の約30の社会保障等に係る国家資格等は、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を行い、マイナンバーカード・マイナポータルを活用し、手続をオンライン化・デジタル化する。また、技能士資格情報や、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカード²⁷のオンライン・デジタル化に更に徹底して取り組む。

²⁷ 建設キャリアアップシステムに登録した技能者に発行されるカード。

第3 重点政策一覧

1. デジタル社会の実現に向けた構造改革

○[No.1-23] 国家資格デジタル化

・ 医師、歯科医師等の約30の社会保障等に係る国家資格等は、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を行い、2024年度に、マイナンバーカード・マイナポータルを活用し手続のオンライン・デジタル化を開始する。具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指し、資格所持者が当該資格を所持していることを提示・証明できるようにする。さらに、社会保障等以外の分野を含めた約50の国家資格等について、2023年に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を可能としたところであり、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。

具体的な目標： 国家資格等のオンライン・デジタル化の拡大

主担当省庁： デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）②

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

○[No.1-24] 技能士資格情報、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードのオンライン、デジタル化

・ <厚生労働省> 技能士、技能講習等について、デジタル庁が開発する国家資格等情報連携・活用システムとの連携を開始するため、必要な調整等を実施。

・ <国土交通省> マイナポータルを經由した建設キャリアアップシステムと「国家資格等情報連携・活用システム」との情報連携に向けて、システム仕様の検討をデジタル庁及び厚生労働省と連携のもと実施。

具体的な目標：厚生労働省：オンラインによる受検申請の割合（2026年度：10%）

国土交通省：マイナポータルを經由した建設キャリアアップシステムと国家資格等情報連携・活用システムとの連携を開始。（2026年度）

主担当省庁：厚生労働省、国土交通省

○[No.1-62] アナログ規制の横断的な見直し

・ アナログ規制の見直しについては、引き続き「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直し作業を進め、工程表に定められたアナログ規制見直しを完了する。

具体的な目標：デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し条項：2024年度末 6,285条項

主担当省庁：デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）③

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

第5 オンライン化等を実施する行政手続の一覧等

Ⅱ オンライン化等を実施する行政手続等

1. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

2. 国家資格証のデジタル化（◎デジタル庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣府、こども家庭庁）

（1）オンライン化対象手続（抄）

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
作業環境測定士の登録申請	作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第9条第1項	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	49644
作業環境測定士試験の受験申請	同法第14条	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	-
労働安全衛生法に基づく免許証の申請手続	労働安全衛生規則（昭和47年省令第32号）第66条の3	申請等	国民等	国	50230
労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第75条第5項	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	50222
労働安全コンサルタント試験の受験申請	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年省令第3号）第7条	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	50205
労働衛生コンサルタント試験の受験申請	同規則第15条	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	50237
指定登録機関に対する労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録の申請	同規則第20条の3	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	49737

（1）に記載した118手続については、現状、主に書面で行われているが、2023年度までに、国家資格等管理者が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を行い、2024年度以降、可能なものから順次オンライン化を開始する。さらに、住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーによる情報連携等により、住民票の写しや戸籍謄本等、手続における添付書類の省略を実現する。また、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナポータルの機能等によりマイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるようにすることで、国家資格証の提示等を求める行政・民間手続において、オンラインでの資格の確認が可能となる。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）④

（安全衛生分科会関係部分抜粋）

第5 オンライン化等を実施する行政手続の一覧等

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

2. 国民等、民間事業者と国等との間の手続

65. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上（◎厚生労働省）

（1）取組内容

③労働安全衛生法の関連手続について

労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）（手続ID:50263）等の電子申請について、電子署名不要設定（2021年度実施済）、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムの改修（当該システムから直接電子申請できるようにする改修（2023年度実施済））等を実施した。

（参考）年間10万件以上の手続を含む事業についてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行うこととされている（「規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）」）。

<年間手続件数が10万件以上の行政手続（労働安全衛生法関係）>

①労働者死傷病報告（目標：令和8年度末までにオンライン利用率20%、実績：令和元年0.73%、令和2年1.11%、令和3年2.24%、令和4年4.32%、令和5年6.48%）

②一般定期健康診断報告書（目標：令和8年度末までにオンライン利用率20%、実績：令和元年0.26%、令和2年0.82%、令和3年5.68%、令和4年8.19%）
（上記①・②の手続のオンライン申請率向上に係る取組）

- ・「全国安全週間（7月）」、「職場の健康診断実施強化月間（9月）」等を活用した、リーフレット等を用いた事業者への周知や厚生労働省HPによる周知。
- ・申請手続きにおける電子署名の廃止（令和3年10月実施）
- ・届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムのシステム改修によるe-Govとの連携（令和6年3月）
- ・電子申請の原則義務化（令和6年3月18日公布、令和7年1月1日施行予定※）。

※電子申請によることが困難な場合における紙媒体での報告については経過措置として規定

③労働安全衛生法に基づく免許の受験手続き（目標：令和7年度末までにオンライン利用率25%）

（取組）（公財）安全衛生技術試験協会において令和6年度からシステム稼働を開始し、協会HPにてオンライン申請について周知。

（厚労省HP：取組計画の掲載先）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/kihonkeikaku.html>